

意見書案第 1 号

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の充実を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

令和 4 年(2022 年)3 月 25 日

提出者 中 川 睦 子

賛成者 角 井 英 明

賛成者 長 崎 任 男

精神障害者に対する福祉医療費助成制度の充実を求める意見書

障害者総合支援法では身体・知的・精神の 3 障害を一元化し、障害福祉サービスを共通した制度で提供することを規定しています。滋賀県においては、重度心身障害者の医療費を助成しており、身体障害の程度が 1 級から 3 級に該当する方、知的障害の程度が重度に該当する方の通院および入院に係る医療費を助成していますが、精神障害者は対象となっていません。

精神障害者は働くことが困難な人が多く、同じように障害者手帳を持つ身体・知的障害者と比べ精神障害者の就労率は低くなっています。このような所得の低い状況にある中、精神科への定期的な通院と服薬の継続に加え、症状によっては入院加療が必要です。また精神科以外へ受診することもあるため、他科受診全般における本人の医療費負担は増加する一方です。

また、家族と同居している精神障害者もおられ、その親も低所得や高齢である場合には、家族にとっても医療費の負担は大変重いものとなっています。

よって、滋賀県において障害者総合支援法の理念に則り、精神障害者を重度心身障害者医療費助成制度の適用対象とし、精神障害者に等しく必要な措置を講じていただくよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 25 日

彦 根 市 議 会

滋 賀 県 知 事 殿